

## 1 判決に対する海老名市の判断及び市長コメント

### (1) 控訴について

原告の行為に対する海老名市海老名駅自由通路設置条例（以下、「本条例」という。）による命令については、このほど本条例を適用すべき事案には該当しないとの裁判所の判決があり、本市としてはその判断を真摯に受け止め、控訴は行わない。

### (2) 命令について

取り消す。

### (3) 今後の対応

公の施設として安全で快適な歩行者の往来の利便に資するという本条例の目的実現に向けたよりよい方策について、しっかりと検討し対応してまいりたい。